

令和4年度島根県公立高等学校入学者選抜（一般選抜）の出願に係る 新型コロナウイルス感染症への対応について

現在、島根県内において新型コロナウイルス感染症の感染が急拡大しており、学校においても学年閉鎖や学校閉鎖が確認されている状況から出願手続きに大きな支障が出る状況も懸念されます。

については、以下のとおり、入学志願者が確実に出願できるよう、個々の状況により対応の弾力化を図ることとしました。

1 出願手続きに係る対応の弾力化

入学志願者またはその保護者が新型コロナウイルス感染症に感染あるいは濃厚接触者となり、出願が受付期間内に完了できない場合、個々の状況により、出願書類等の受付期間の延長を認める。

2 島根県内の学校から出願する場合

- 市町村教育委員会が所管する学校において、本件対象となる入学志願者がいた場合、市町村教育委員会教育長が状況を取りまとめ、入学者選抜担当の島根県教育庁教育指導課に報告し、協議の上、対応を決定する。
- 島根大学教育学部附属義務教育学校及び私立中学校において、本件対象となる入学志願者がいた場合、学校長が状況を取りまとめ、入学者選抜担当の島根県教育庁教育指導課に報告し、協議の上、対応を決定する。

3 島根県外の学校から出願する場合

出願先の県立高等学校または松江市立皆美が丘女子高等学校に連絡し、対応について島根県教育庁教育指導課と協議の上、決定する。